

中城村立小学校整備事業
実施方針、要求水準書（案）の修正について
【新旧対応表】

令和4年6月20日

中 城 村

実施方針の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	項目等	旧	新
1	9	第2	2	(2)	①	エ	a	実施方針、要求水準書(案)に関する個別対話の実施	a 実施日時 令和4年6月23日(木)～令和4年6月30日(木)	a 実施日時 令和4年7月4日(月)～令和4年7月8日(金)
2	9	第2	2	(2)	①	オ		現地見学会(学校プールの機械室のみ)	—	オ 現地見学会(学校プールのみ) 令和4年7月11日から12日までに現地見学会を開催する。対象は、学校授業の影響が出ない範囲とし、学校プールの機械室のみとする。参加希望者は第8の5に記載の問合せ先に連絡すること。 なお、現地見学会の開催日時や実施方法については、参加希望者へ個別に連絡する。 a 実施日時 令和4年7月11日(月)～令和4年7月12日(火) b 申込期間 実施方針公表の日～令和4年7月4日(月) c 申込方法 代表者の連絡先と参加者の全員の氏名を記載の上、第8の5に記載の問合せ先にE-mailにて連絡すること。
3	13	第2	3	(3)				設計業務を行う者の資格	設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、そのうちの1者は全てを満たし、他の者はア及びイの要件を満たすこと。ただし、各校を別の設計企業が担当する場合には、各担当企業が全ての要件を満たすこと。	設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、そのうちの1者は全てを満たし、他の者はアの要件を満たすこと。ただし、各校を別の設計企業が担当する場合には、各担当企業が全ての要件を満たすこと。
4	14	第3	3	(4)				建設業務を行う者の資格	建設業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、そのうちの1者は全てを満たし、他の者はア及びイの要件を満たすこと。ただし、各校を別の建設企業が担当する場合には、各担当企業が全ての要件を満たすこと。	建設業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、そのうちの1者は全てを満たし、他の者はアの要件を満たすこと。ただし、各校を別の建設企業が担当する場合には、各担当企業が全ての要件を満たすこと。
5	14	第4	3	(4)				建設業務を行う者の資格	平成19年4月1日以降に、延床面積(新築、改築、増築部分の面積)2,000㎡以上の官公庁が発注した学校の建築一式工事(改修工事を除く。)を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。	平成19年4月1日以降に、延床面積(新築、改築、増築部分の面積)2,000㎡以上の官公庁が発注した公共施設の建築一式工事(改修工事を除く。)を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。
6	14	第5	3	(5)				工事監理業務を行う者の資格	工事監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、そのうちの1者は全てを満たし、その他の者はア及びイの要件を満たすこと。ただし、各校を別の工事監理企業が担当する場合には、各担当企業が全ての要件を満たすこと。	工事監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、そのうちの1者は全てを満たし、その他の者はアの要件を満たすこと。ただし、各校を別の工事監理企業が担当する場合には、各担当企業が全ての要件を満たすこと。
7	15	第4	3	(6)				維持管理業務を行う者の資格	平成19年4月1日以降に、官公庁が発注した学校の維持管理業務について履行を完了した実績を有する者であること。	平成19年4月1日以降に、官公庁が発注した公共施設の維持管理業務について履行を完了した実績を有する者であること。

要求水準書(案)及び別添資料の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	旧	新
1	18	第2	1	(4)	②	ア	(j)	電気設備	—	電気使用量の見える化を図るため、照明・電灯設備及びコンセント設備の利用率や使用量などをデータ出力できるものとする。
2	20	第2	1	(4)	②	カ	(d)	警備設備	緊急事態時において、各諸室から職員室や事務室等に即座に連絡がとれるよう通信システムを構築すること。特に、火災発生時には、発報施設から、自動的にすべての施設に緊急放送が流れる設備(非常用放送設備)を整備すること。	緊急事態時において、各諸室から職員室や事務室等に即座に連絡がとれるよう通信システムを構築すること。特に、火災発生時には、発報諸室から、自動的にすべての諸室に緊急放送が流れる設備(非常用放送設備)を整備すること。
3	34	第2	2	(4)	⑨		(m)	プール	男女別のプール用トイレ、プール用更衣室、シャワー、洗顔設備を設けること。なお、プール用トイレ及びプール用更衣室は、湿気対策を十分考慮し、床は消毒水垂れに配慮すること。	男女別のプール用トイレ、プール用更衣室、シャワーを設けること。なお、プール用トイレ及びプール用更衣室は、湿気対策を十分考慮し、床は消毒水垂れに配慮すること。
4	34	第2	2	(5)	①		(b)	校庭	—	1周150m以上のトラック及び50m以上の直線コースを確保することができるよう計画すること。
5		資料 9						電気・機械要求性能表	普通教室:給水「○」 特別支援教室:給水「ー」 サーバー室:空調「ー」 地域連携室:空調「ー」	普通教室:給水「ー」 特別支援教室:給水「○」 サーバー室:空調「○」 地域連携室:空調「○」
6		資料 15						年間光熱水費の状況	—	資料の追加
7		資料 16						GIGAスクールの整備状況	—	資料の追加
8		資料 17						既存施設現況図	—	資料の追加